

第195回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和6年12月24日

神戸運輸監理部

[第195回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年12月24日(火) 10時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
(公益委員) 湊部会長、櫻庭委員、石黒委員、寺尾委員
(労働者委員) 浦委員(W e b)、和田委員、中野委員
(使用者委員) 南委員、加藤委員、山中委員
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長
熊澤海上安全環境部調整官
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況等について
 - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正について
 - (3) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

定刻となりましたので、第195回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、労働者委員1名がオンラインでご参加いただいていることも含めて、委員全員ご出席いただいておりますこと、本部会は有効に成立しておりますことを報告いたします。続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。

資料、上から

- ・議事次第
- ・資料1 第194回神戸船員部会議事録（案）
- ・資料2 神戸管内の船員職業紹介等実績（11月分）
- ・資料3 全国の船員職業紹介実績一覧表（10月分）
- ・船員最低賃金関係資料（資料4、5-1、5-2、6）
- ・クリップ留め 神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは議事に入ります。

最初に、第194回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配布されています、「資料1」の議事録をご確認ください。（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議無し）

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題（1）の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

1 1月期の新規求人件数は44件で、前月差+12件、前年同月差+15件、月間有効求人件数は97件で、前月差▲4件、前年同月差+20件でした。

新規求職件数は8件で、前月差+3件、前年同月差+3件、月間有効求職件数は22件で、前月差▲3件、前年同月差±0件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は53.4歳、月末有効求職者の最高年齢は77歳で10月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は3件、求職側から見た成立件数は2件でした。詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に11月の月間有効求人倍率は4.41倍で、前月比+0.37ポイント、前年同月比では+0.91ポイントでした。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。新規求人44件の内訳をご報告します。

職員が37件、部員が7件、船種別では、ガット船、ケミカル船、コンテナ船、タンカー船、液化ガスばら積船、LPG船、セメント船を含む貨物船が28件、フェリーを含む旅客船が6件、作業船、警戒船、ハーバータグを含むその他船舶が10件でした。

甲機別では、甲板部の求人が29件、機関部の求人が13件、事務部（司厨長）の求人が2件でした。

次に、新規求職者8名の内訳をご報告します。

職員が4名、部員が4名、船種別では、タンカー船を含む貨物船が4名、旅客船が3名、その他船舶（ハーバータグ）を希望する方が1名でした。

甲機別では、甲板部が5名、機関部は2名、通信部を希望される方が1名でした。年齢構成としては、30歳未満が0名、30歳代が1名、40歳代が2名、50歳代が3名、60歳以上は2名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は3名、乗船中（在職中）の方が5名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者はなし、11月中の新規受給者が3名で、他局で海大での受講指示を受け移管されてきた方が3名の合計6名の方に基本手当として、778,178円を支給しました。下段にかかる支給はありませんでした。

次に、資料3をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の10月分の実績は、新規求人件数が1,393件、新規求職件数が212件、有効求人倍率は5.01倍で、前月比+0.27ポイントでした。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

公益委員

最初の方のご説明で、77歳の方が求職の最高年齢とおっしゃってたと思いますが、全然分かってないんですけど、船のお仕事って77歳でもできるんですか。それは全然関係ないですか。

船員労政課長

77歳以上の方もおられます。

公益委員

体力的に厳しい仕事だとは思いますが。

船員労政課長

個人差はありますが、経験値もあると思います。

60歳代の方でも体力的な理由で、これまでと違う船種を希望される方もおられますし、70歳以上の方でこれまでと変わらぬ就職を希望される方はおられます。

公益委員

高齢者の定年の有効性に関する最高裁判例があつて、郵便局の事案で、65歳定年で非正規の人ですけど、そのときの最高裁の定年というか更新年齢の上限の正当化理由が、高齢者は事故に遭う可能性が高いから、という理由で65歳だったんです。

その話を頭に置いて今の話を聞くと、船のお仕事で77歳で、事故に遭いやすいといったら、もっとそうかもと思ってしまいました。特に意見じゃないんですけど、それだけです。

部会長

実際に最高齢でお幾つまで働かれてるのか、これまでの経験で何となくのものはあるんですか。

公益委員

80代で数十人ですね、統計で。

公益委員

数十人、全国で？

公益委員

全国で、数十人です。内航総連の資料です。

船員労政課長

ただ、高齢で求職される方において、すぐに雇用が成立するかというと、難しい状況ではあると思います。

部会長

統計で、80代以上が全国でそれだけいらっしゃるということですね。

公益委員

60とか50。

公益委員

40とか、そのぐらいだったと思うんですけど。

部会長

そういった記録に出てくる船の種類、大きさ、航行範囲の情報はその資料にあるんですか。

公益委員

それにはない。

労働者委員

最後に、促進給付の表、10ページですけど、先ほど言われたように、今回、新規で6名のうち新規で3名、あとの3人は海技大学校が他局からの移管でされたということで。

船員労政課長

そうです。

労働者委員

他局で申請した方が海技大学校で免状を取るのに、こっちに来て、こちらでも申請されたということですか。

船員労政課長

はい。

労働者委員

こちらに移管されるときに、どのような手続きが必要ですか。

船員労政課長

海大に入学する前に、一度来ていただきます。移管の手続等を取っていただいて、その後は、数ヶ月海大に通われます。本来であれば、毎月認定日にお越しいただくことになるのですが、その点は免除されます。

労働者委員

そうですか。

海事振興部次長

学校に通ってらっしゃることにより資格の取得やグレードアップをすること自体が求職活動の一環というようなことになります。それは学校が証明すればよいので、日々の受講状況の結果を書面で提出すればそれで分かります。

労働者委員

そうですか、分かりました。ありがとうございます。

部会長

ほか、よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、議題（２）「船員に関する特定最低賃金の改正」に移ります。

内航と旅客の各最賃専門部会の審議状況の概要について、それぞれの専門部会から報告します。

まずは、12月2日に開催した第2回内航最賃専門部会について、私からご報告します。

(神戸内航最賃専門部会 概要報告)

内航最賃部会の報告は以上です。続いて、旅客最賃部会の報告をお願いします。

公益委員

旅客専門部会の審議状況については、専門部会長に選任されました私の方から、簡単に報告いたします。なお旅客専門部会においても、「議事録全部非公開」にて行っておりますので、ここからの発言は本日の船員部会議事録においても「非公開」といたします。

(神戸海上旅客最賃専門部会 概要報告)

旅客最賃部会の報告は以上です。

部会長

他になければ、事務局から「最低賃金の改正」にかかる提案報告等についてお願いします。

海事振興部次長

各最賃部会報告につきまして、議事録の一部非公開の件、承知いたしました。

それでは、お手元の資料4をご覧ください、先ほどご報告いただきました「神戸内航・旅客それぞれの最低賃金の改正結果」となりますので、ご確認をお願いいたします。内容につきましては、このあと引き続き「答申案」の説明にて申し述べますので割愛させていただきます。

では次に、資料5-1、5-2をご覧ください。

神戸船員最低賃金の改正につきまして、神戸船員部会の上部組織である近畿地方交通審議会会長名による、神戸運輸監理部長に対する答申(案)となります。

内容は、それぞれ答申案に記載のとおりですが、順に読み上げさせていただきます。まずは資料5-1、内航の答申(案)です。

1. 最賃を適用する地域は、神戸運輸監理部の管轄地域となります。
2. 適用する使用者は、管内に船員の労務管理事務を行う事務所を有する船舶所有者であり、(1)から(4)までが対象となる船舶です。
3. 適用する船員は、2.の使用者に雇用され、対象船舶に乗り組む船員です。
4. 最低賃金額は、記載のとおりです。
5. 最賃に算入しない賃金は、全国共通のもので(1)から(6)に記載の手当等になります。

続いて、資料5-2、旅客の答申(案)の内容です。

1. 最賃を適用する地域は、内航と同様です。
2. 適用する使用者も、内航と同様で、(1)から(3)に対象となる船舶を記載しています。
3. 適用する船員も、内航と同様です。
4. 最低賃金は、記載のとおりです。
5. 最賃に算入しない賃金も、内航と同様(1)から(6)のとおりです。

これらの内容で、神戸船員部会から近畿地方交通審議会へ報告したいと思っておりますので、ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、前回の船員部会において、労働者委員から神戸管内最低賃金改正に関して意見書の提出があった場合の取扱いについてのご発言があり、事務局にて確認することとなっております件につきまして、今回の意見書は、部会内での取り扱いと発言し

ておりましたが、近畿地交審会長にも送付いたしますことをご報告いたします。

さらに引き続きで恐縮ですが、各地方局の審議状況について報告いたします。

資料6をご覧ください。部分的に、各最賃部会で既に内容確認済みの委員もおられますが、前回の船員部会以降の変更部を赤字にて記載しております。まだ確定・答申前の段階のもので、この場限りのものとしてお取り扱い願います。

各地方局について、「中部・四国・九州」を除き、最賃部会での審議は終了しております。各地方局の改正内容の詳細につきましては、改めてご確認いただけましたら幸いです。

事務局からは、以上です。

労働者委員

この一覧表あるじゃないですか。字が小さいのもう少し大きくして頂きたい。

労働者委員

そうですね。見やすいというか、見られる字にしたほうがええと。

部会長

そうですね。A3ぐらいにしたら、もうちょっと見やすいですかね。でも、A3の紙がまたあれですか。

海事振興部次長

いえ、大丈夫です。取りあえず、今回のデータに関してはメールにて差し替えをさせていただきますが、何度も申し上げておりますとおり、取扱い注意に関しまして、よろしく願いいたします。

部会長

ほか、よろしいでしょうか。何もございませんでしょうか。

(なし)

部会長

それでは、事務局より説明のあった答申案の内容により、神戸船員部会から地方交通審議会宛、報告したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

ないようでしたら、議題3、その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがですか。

(公益委員なし)

部会長

それでは、労働者委員の方、いかがですか。

労働者委員

令和6年11月22日開催の船員部会議事録は、先ほど承認されたものと理解し、令和6年9月24日付、意見書の取扱いについて意見を述べさせていただきます。

前回の議事録内にもあります。私も、専門部会長の判断による発言の機会を設けたとする対応に、何ら問題はないと思っております。

議事録5ページ中段からの、事務局の正しい説明でなかったこと等をおわび申し上げられても、既に事務局の指示により本荘武宏殿宛に意見書を提出した事実までもなかったことにはならないと思います。改めて、意見書の内容である最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員の部会長指名の在り方について、正しい解釈と運用に努めるよう求めておきたいと思います。

旧船員地方労働委員会に係る委員の任免手続については、各通達の改正と、現在に至っていることを説明させていただき、その根拠として別紙6に、最低賃金専門部会の委員などの委任について、(2)委員などの任命として記述されており、前々回の船員部会で私が説明したとおりであります。

前々回も申し上げましたが、最賃法や建議、通達などについて、最低賃金専門部会へ参画する者として、改正等があれば、事務局より改正内容について説明や周知義務が生じるし、改正内容を理解しておくことは委員として常識の範疇と考えますし、職責を遂行することの前提条件だとも思います。専門委員や臨時委員なのに何も知らされてないから分からない、仕方ないでは無責任この上ないと思います。神戸運輸監理部の事務局は、前々回以降、関連通達の改正などの資料は配付されましたか。

私事、昨年、神戸運輸監理部に開示を求めましたが、当時の次長からは断られています。また、議事録5ページ、6ページに関しましては、公益委員と事務局で事前の打合せで、事務局は進言とお伝えが要素になったとする干渉と、公益委員並びに事務局と表現され、いかにも事務局が制御をしているように受け取ったのは被害者意識の私だけでしょうか。

令和6年度、神戸漁業(沖合底びき網)最低賃金専門部会での傍聴に関し、海員組合を、意見書の提出がない場合は傍聴を認めないとした神戸運輸監理部事務局に

よる差別扱いは既に行われたと受け止めています。取り繕うことのできない事実であります。正しい説明の有無だけで済まされる問題ではありません。

改めて言いますが、事実、意見書を提出しており、意見書は近畿地方交通審議会会長宛に宛てたものであります。本船員部会において、意見書に対する部会長からの取扱いや整理について回答を求めるものであります。

議事録7ページの全体のやり取りについて、最終的には答申の手続まで達してないので詳細な確認ができてないとしながらも、部会内で、処理の質問に、そうですと答えており、過去の私の意見書同様に、取るに足らないものとして扱うのか、これからの扱いについても、近畿地方交通審議会会長の本荘武宏殿からの委嘱内容に専門部会長が判断するとなっているのか、質問をしておきたいと思っております。正しい運用に努めていただきますようお願い申し上げますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

部会長

今、私が回答できるところがないのでというところですけど、1点だけ。事務局からいろんな紹介があるのは、専門部会長が忘れる可能性があるもので、こういう方が来ていらっしゃってるよと言っていたらと私は認識しております。

労働者委員

その都度、専門部会長が判断する行為については、専門部会長の手続論ですから、何も問題はないと思っております。ただ、委員の選任等については、いま一度、通達の内容を吟味した上、元に戻ったような考え方で貰いたい。

また、通達について、私、去年、当運輸監理部に情報開示で求めたのですが、頂くことができないで、ほかの運輸局から頂いた経緯がございます。そういったことを伏せるのが分からないし、なぜひた隠しにするのかも。確かに、過去からいろんな経緯があって、時代の流れの中で通達の内容は変わってきております。私も最低賃金の委員をしておりますので、情報開示を求めたのですが、お渡しすることはできないということだったと思っております。

なぜに、委員に対してそこまでひた隠しにするのか、それもまた理由があるのなら説明願いたい。

部会長

何かありますか。

海事振興部次長

では、事務局から。多数ご発言があったので、全部への回答が難しいのですが、まず、通達に関する開示について、前回断られたということですけど、皆さんにお

出しするべき必要なものはお出ししますが、前回おっしゃっていた通達に関しては、本省にも確認しましたが、当時外部に発出してないものですので、内規といいますか、内部の運用に関わるものですので、どのような手順で入手されたのか分からないという発言をしました。

もし今回、同じように配布してくださいと言われても、私は同じような回答しかできない、というような文章になってます。

労働者委員

委員の選任の仕方みたいな話でしょう。

海事振興部次長

それは、こちらの運用の中で基準にするものですので、皆様で共有する文書ではないということです。

労働者委員

我々は知るよしもないでいいという感じ。

海事振興部次長

こちらの手続の基準にしているものになりますので、皆様に配布してご承知おきいただくというものではなく、事務手続の基になるものという考えでおります。

労働者委員

過去のことを言ってもしかたがない話にはなってしまうのですが、実際、さっき説明した通り何回かの改正があるのですが、その当時、僕は船員労働委員会の委員を務めていたのですが、事務局からは詳細に十分開示されました。なぜ、平成21年を境に開示されなくなったのか。

海事振興部次長

開示されていたのでしょうか。

労働者委員

僕がその資料を全部持っています。

船員労働委員会がなくなったから、もう開示することはやめたという感じですか。

海事振興部次長

そこはすみません、分かりません。

労働者委員

それまでは労働委員会だったから開示していたけど、それ以降は交通審議会に替わったから開示しなくなった。

海事振興部次長

そこについては、残ってる書類の中では分かりませんでした。

労働者委員

先ほどの説明の一番最初に、旧の船員労働委員会という言い方をしたのですが、平成21年までは開示されていました。建議通達が最後に大きく変わったのが、平成21年で大分省略されています。見せるものではないという感じですかね？

海事振興部次長

基本的に通達は、必要なものに関しては、例えば本省から関係団体の長に対して、こういうことが決まりましたので通知しますというかたちで発出されるものもあります。おっしゃった平成21年の通達に関しては、そういう内容のものにはなっておりません。

労働者委員

出してない。それ以前まではどうですか。

海事振興部次長

それ以前が分かりません。私の方で確認できた中では、外部に出してることが確認できなかったのもので、確認不足かもしれませんが、分かりませんでした。

労働者委員

だから、事務局の手続の通達であって、外部に周知するものではないと。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

これに則ってやるものでもないということ。

海事振興部次長

必要な内容については皆様にご説明すると思いますが、書類として皆様に配布することはしないということです。

労働者委員

はい、分かりました。

部会長

労働者委員の方、他はもうないですか。

労働者委員

いや、部会長が委員を選任するのに、部会長も知らないということになる。

海事振興部次長

手続の説明の中ではご説明しますが、書類として部会長にお渡しすることはしておりません。

労働者委員

してない。全体像は、部会長は知るよしもないけれども。

海事振興部次長

必要な部分をご説明しておりますが、通達のコピーをお渡しすることはしておりません。

労働者委員

でも、部会長が選任したり、任命したりするのでしょうか。

海事振興部次長

権限としては、そうです。

労働者委員

そしたら、通達が来ますよね。通達は来るけど、その内容は口頭で説明するが、書面は出さないってことですか。

海事振興部次長

通達のコピーをお出ししてないということですので、説明の中でも全てを出すのか、それとも、ある程度こちらで判断するのかというのは内容によるかもしれませんが、全てが秘密というわけではありません。あくまでも我々の事務手続の中の指針的な扱いの通達になっているものです。

労働者委員

決めるのは、部会長の権限。

海事振興部次長

権限としては、そうです。

労働者委員

権限だけど、部会長は知るよしもない。

海事振興部次長

必要な部分をご説明をしております。

労働者委員

そこら辺が、ちょっと解せないところもありますけど。

部会長

現実的に私が行政に入って行って、何だかんだと全てやれたら、また違うのかも
しれませんが、非現実的ですよ、そこも。こういうやり方をしている以上。

よろしいでしょうか。

では、使用者委員の方、いかがですか。

(使用者委員なし)

部会長

行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長

では最初に、前回、FOCキャンペーンに関連するご意見を頂戴したことにつきまし
て、海上安全環境部調整官からご説明させていただきます。

海上安全環境部調整官

海上安全環境部調整官でございます。先月の船員部会におきまして、FOCキャンペ
ーンのお話をいただきまして、また船員部会としてもより安全な方向でPSCに取り組
んでいただきたいということに関してご意見いただきましたので、そこに関しては
受け止めさせていただきます。

前回の情報をいただいた時からですね、船員部会がその翌日ということではなかな
か詳細な情報もお伝えできなかったんですけれども私ども外国船舶監督官のほうで
確認をしまして、その中で確認できました情報について今日この場でお話させてい
ただきます。

いただきました情報、具体的にはホーサーの件と船尾の凹み、その2点について、
PSCの出動要請がだされたというふうに外国船舶監督官から確認しています。いただ

いた情報のそれぞれの内容につきまして、本船の船長や関係者に対しまして、外国船舶監督官から連絡・確認を行いました。それぞれ本船の安全を担保する方向で対応や取組をしていることが確認できました。

具体的には、まず、ホーサーにつきましては、代理店経由で本船に連絡・確認したところ、同ホーサーについて交換する旨、本船船長から回答がありました。また、船尾の凹損につきましては、船級による臨時検査と仮修理が行われており、次の検査時期までに恒久修理を実施する計画であることが判りました。

外国船舶監督官としては、いずれも本船サイドによる安全を確保するための措置が講じられているものと確認できました。外国船舶監督官としましては、引続きサブスタンダード船の排除に向けてPSCとして取り組んでまいります。

労働者委員

僕も前は参加してないので、うろ覚えの議事録の話ですけど。

代理店に注意を促したというストーリーの説明があったと思うのですが、実際には寄港国検査をしたということでもいいのかな。

海上安全環境部調整官

実際には、代理店に注意をしたというより、代理店を通じて本船の船長に確認をしたという行為。

労働者委員

という議事録だったですね。

海上安全環境部調整官

はい。

労働者委員

今回の説明だったら、実際に外船官が行って、検査を行ったということでしょう。

海上安全環境部調整官

実際、訪船はしておりません。頂いた情報を基に、本船で、その安全を確保するための措置ができた。

労働者委員

連絡は受けたと。

海上安全環境部調整官

はい。船級にも、船舶のへこみについては仮修理をして、次回の検査で恒久修理

をするように船級としても指示をしている。そういった計画が確認をできましたので、それは訪船をせずとも、船級でコントロールできているものと外国船舶監督官では判断いたしましたので、訪船はしていない状況になります。

労働者委員

今回、確かに情報を入れて、そういうふうの確認してもらいました。結局は、訪船はやってないですね？

海上安全環境部調整官

今回の件は。

労働者委員

訪船はなかって、ホーサーが危ない状態で、本船に連絡して、船長から、補修する、交換するという確認を取れたというところだけで、結局はいつ替えたのか、補修したのかが不明の状態です。船体の凹みもいつ補修するかもどうか分からない、特に、ホーサーなんかはいつ切れてもおかしくない状態で、危険なんでPSC要請しています。本来はその情報が流れたときに、その状態を見に来てもらいたいわけなんですよ。

先ほどの話では、本船に聞いて、船長から交換するとの回答を受けただけじゃないですか。危険な状態をそのときにクリアすることが必要だと思います。ですから、現場で情報を流したときに、そのときに出勤してもらいたいということです。

部会長

ついでに、へこみに関して、デントダメージに関して船級から指示があるということで、その船級のレターのコピーは手に入れられてるんですか。

海上安全環境部調整官

私の方では確認できませんが、外国船舶監督官としては手に入れていると伺っています。

部会長

じゃあ、ホーサーに関しては、次回寄港のときに見に行かれるんですかね。

海上安全環境部調整官

恐らくそういうことになる。訪船したときは当然見ますので、そういった部分も。そこで確認はできるものと考えております。

部会長

訪船リストに上がってきてるんですか。

海上安全環境部調整官

今回の頂いた時点では、いわゆるPSCの中でも訪船の優先順位、その中には、入っていないのは確認しています。

先ほどもご意見いただいた部分につきまして、言葉足らずになるかもしれませんが、本船の安全は、本来は旗国である各船籍国が当然、その責任を負うものであって、その旗国で認証された船級によって検査を受けて、また、運航中にも本船自身によって、その安全が担保されるべきものだと考えております。

今回の件で、船体について船級が関与して、恒久的復旧に向けた計画を立てており、ホーサーにつきましても、本船船長が交換を明言していることから、それぞれの指摘内容に対して、十分な措置が取られてると外国船舶監督官としても判断したものであります。

また、直ちにPSCを受ければというお話もいただきました。そこにつきましても、外国船舶監督官、限られた人数の中で個別的・効果的にPSCを実施している観点から、計画的に業務を遂行するように努めてはおります。それ以外にも、例えば海難が発生したときの対応であるとか、臨機応変な対応も一応取っております。今般も頂いた情報を、当日の訪船は困難でありましたけど、その情報の内容に鑑みて、別途、関係者等へ連絡、確認を行うことで対処したところではありましたので、そういった意味では、外国船舶監督官としては、不安全な外国船を野放しという言い方はよくないかもしれませんが、そういったことをしているわけではないということでご理解をいただきたいとお話がありましたので、そこも併せてご報告させていただきます。

部会長

何かございますか。

労働者委員

ちょっと気になったのは、旗国の基準があるから、寄港国、すなわちポート・ステート・コントロールですね、寄港国検査はいいんだという話に聞こえてしまって。旗国の基準が低い国だったら、寄港国は安全、寄港国である日本に入港した場合に安全が担保できなくてもいいような聞こえ方をするのはいかがなものかな。日本に入港する以上、日本の荷役代理店とかも入りますし、人命を守られて当たり前のことを守るためにポート・ステート・コントロールがあると、寄港国検査があると思っていますので、旗国だけの責任、基準だということで放置しないように、日本人が働く以上、日本人の命を守るような措置を前提にやっていただきたいなと思っています。

海上安全環境部調整官

もちろん、別に旗国だけの責任にすることではなくて、実は、私ども日本国が寄港国検査は行っておりますので、そちらも十分認識をした上で、今後もサブスタンダード船の排除に向けて取組をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

部会長

よろしいですか。

労働者委員

はい。

海事振興部次長

続きまして、船員部会情報について簡単にご説明いたします。

現在、募集中のパブコメ1件をお付けしております。船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等において、外国で建造される日本船舶が、外地にて日本の船舶検査官による定期検査を受ける場合の手数料は、国内の定期検査手数料に一律の金額を加算しておりますが、検査実施に関連する様々な実費の高騰に加え、船舶の大きさの区分も現状との乖離が生じていることから、見直しをしようとするものです。

本省のプレスを1件お付けしています。『海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令』及び『海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令』を閣議決定」というものです。令和5年5月に公布された改正海上運送法の一部の施行期日を定めるとともに、当該施行に伴う関係政令等の整理等を行うための政令を制定することが閣議決定されたというものです。

「届出制としていた人の運送をする船舶運航事業への登録制の導入」については、施行期日が「令和7年4月1日」となることに伴い、関係政令の整理等が行われます。要綱や新旧条文については資料が多く添付を省略しておりますが、海事局HPにてご覧いただくことができます。

監理部のプレスは2件お付けしています。いずれも毎年恒例のものですが、改めて簡単に趣旨説明をさせていただきます。

1件目は「めざせ！海技者セミナー IN KOBEの開催について」です。10月に参加企業募集を行い、海運事業者91社87ブースにて開催することとなり、今回のプレスは当日の参加を呼びかけるものです。神戸のセミナーの特徴としましては、JMETSにご協力いただき、当日、神戸港に寄港している練習船の実習生に参加していただけるように調整を図っていることであり、このことが多くの参加事業者の申込みに繋がっていると考えています。またそれ以外にも、監理部HPでの公開や窓口でのお知らせはもちろんのこと、各地方運輸局の船員職安窓口、管内の船員養成機関である香住高校、

海技大学校、高専5校、近隣県の水産高校、県内のハローワーク等へも情報共有し、なるべく多くの船員志望者の目にとまり参加していただけるよう呼びかけているところです。

2件目は、『年未年始の輸送等に関する安全総点検』を実施』についてです。国土交通省として毎年12月10日から1月10日までの間、人や貨物が集中する年未年始のこの時期に、官民一体となって陸・海・空の輸送モードが安全確保を目的として一斉に取り組んでおります。鉄道の駅などでもノボリをご覧になったことがあるかと思えます。各輸送モードの個々の事業者様自らが安全確保の状況を点検していただくことを通じて、安全意識の高揚を図っていただくことを重要視しています。海上モードでは、旅客船と貨物船を対象に、法令の遵守状況や安全設備の備え付け等の重点点検項目を6項目掲げて取り組んでおります。また例年旅客船において、海上保安部と合同で開始式を行っており、神戸では別紙1のとおり、12月10日火曜日にジャンボフェリー「りつりん2」の船内にて実施しました。その他は別紙2の日程で点検を実施しました。海上安全環境部から補足説明はありますか。

海上安全環境部調整官

旅客船の点検につきまして、12月20日、先週の金曜日まで神戸管内の旅客船許可事業者で点検を行いました。まだ詳細な結果等につきましては、運航労務監理官の方で、今、取りまとめ中ではありますが、特に大きな指摘事項は、一応、私の方には届いておりませんので、そういった意味では、きちんと点検、事業者の方もきちん対応していただいたのではないのかなと思っております。以上です。

海事振興部次長

その他は、毎回同様、主なスクラップ記事、10月の内航海運輸送動向、11月の月例経済報告をお付けしております。

あわせて、船員部会事務手続きに関し、委員手当改正についてのお知らせです。

(委員手当の改正について説明)

長くなりましたが、事務局からは以上です。

部会長

ただ今、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からご意見等がありましたらお願いします。

特にございませんか。なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行ありがとうございました。それでは本日の部会はこれにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、1月24日（金）10時30分からこの場所で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。